

平成 27 年度 第 1 回高鍋町総合教育会議 会議録

1. 日 時 平成 27 年 8 月 7 日 (金) 午前 10 時 30 分～11 時 30 分
2. 会 場 高鍋町中央公民館別館 (2 階) 教育研究所
3. 出席委員 6 名 (全員出席)
高鍋町長 小澤 浩一
高鍋町教育委員会 委員長 黒木 知文
委 員 小泉 桂一、四角目 久美子、杉田 淳子
高鍋町教育委員会 教育長 島埜内 遵
4. 事 務 局 高鍋町教育委員会 教育総務課長 中里 祐二、同補佐 杉田 将也
5. 議 題
(1) 高鍋町総合教育会議運営要綱の制定について
(2) 高鍋町教育大綱の策定について
(3) その他

6. 議 事

(開会：午前 10 時 30 分)

事務局 (中里) それでは、ただいまから、第 1 回高鍋町総合教育会議を開会いたします。

はじめに、小澤町長がごあいさつを申し上げます。

小澤町長 今度、いろいろ法が変わりまして、私もこういうことは初めてですが、教育委員会というものには、全部教育長以下に任せておりました。これから、責任問題とかいろいろ書いてありますけれども、まあ今までどおりだと私は思っております。やはり、そういったことを、関係を持ちながら、教育のよりよい向上を目指すのがこの法ではないかと思っておりますので、行政と教育委員会が一体となるということを目標に置きながら頑張ってまいりたいと思っておりますので、お力添えの程、よろしく願いいたします。

事務局 (中里) ありがとうございます。

続きまして、総合教育会議の概要を事務局の杉田が説明をいたします。

事務局 (杉田) それでは、今回、第 1 回の会議ということで、昨年度に教育委員会の方では、この法改正の内容、また、高鍋町の関係条例・規則等の改正、そういった中で、いろいろ勉強・協議をしましてまいりましたので、重複することもあるかと思いますが、復習の意味も込めまして説明させていただきたいと思えます。こちらの説明資料 (高鍋町総合教育会議 説明資料) を使いまして説明させていただきます。

まず、「総合教育会議について」ということで 2 ページの下の欄からいきたいと思えます。

法律の第 1 条の 4 でこの総合教育会議の設置について規定されております。「総合教育会議を設置することにより、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している町長と、教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進していく。」ということで設置されております。

本日お集まりのメンバー、町長と教育委員 5 名がメンバーとなっております。

この総合教育会議は、基本的には町長が招集することになっておりますが、教育委員の方からも招集することができます。教育委員の定数 1/3 以上、2 名以上から会議の招集請求があれば招集できま

す。また、緊急時には、町長と教育長のみで総合教育会議を開くことも可能となっております。

3 ページの(1)の④総合教育会議の事務局ですけれども、本町におきましては、教育委員会が町長部局から事務の委任を受け、教育総務課に事務局を設置しております。

次に、3 ページ下の(2)会議における協議事項、協議・調整事項ですけれども、基本的な事項といたしましては、本日協議いたします大綱の策定、また変更等に関する協議・調整、それから、教育の諸条件の整備その他地域の実情に応じた施策についての協議・調整、具体例といたしましては、4 ページ上の四角囲みの中に記載されている事項となります。また、ウで書かれていますように「いじめ」や「事故」のように児童・生徒に被害が生じ、又は生ずる恐れがある場合に、講ずべき措置について協議・調整を行う場合があります。

次に、4 ページ下の③ですが、総合教育会議においては、教科書の採択や個別の教職員人事等、教育委員会が事務の執行を任せられている部分の協議については、議題とすべきではないということになっております。今後、何か協議したい事項があった場合には、その都度事務局に一度お話をいただけたらと思います。

(3)調整の結果の尊重義務についてですけれども、大綱をはじめ、この会議で協議・調整が行われた事項については、町長部局、教育委員会それぞれがその結果を尊重しなければならないということになっております。

次に、(4)会議の公開と議事録の作成及び公表についてですが、総合教育会議は原則として公開するものとなっております。協議題が個人のプライバシーに関わる内容であった場合には秘密会にする場合がございますが、それ以外は、発言内容等について議事録を作成し、町のホームページにて公表していきたいと考えております。

(5)その他についてですが、協議を行うに当たって必要であれば学識経験者等を招集することができます。例については、四角の中にも書かれていますとおりであります。

総合教育会議についての説明は、以上で終わらせていただきます。

事務局(中里) 　　ただいま説明が終わりましたが、ご質問等がございますか。

ないようでしたら、次の協議の方に移らせていただきます。

まず、「(1)高鍋町総合教育会議運営要綱の制定について」を議題といたします。

事務局の杉田が説明をいたします。

事務局(杉田) 　　それでは、先ほどの説明資料の5ページの下の部分と要綱(案)をお開きください。

総合教育会議に関しては、ほとんどのことが法律で規定されておりますが、高鍋町総合教育会議の運営の詳細については、総合教育会議で決定することになっておりますので、今回、要綱(案)を提案するものでございます。

この要綱については、条例・規則等のように議会に上程したり公表したりということは特に規定されておきませんが、総合教育会議の説明と合わせて町のホームページに掲載したいと考えております。それから、議事録の公表については、会議を重ねるごとに議事録が追加されていくということになります。

それでは、運営要綱(案)ですけれども、目的は、この会議の運営について必要な事項を定めるということです。

招集につきましては、町長がこの会議を招集する時は、当然のことですが、会議の場所と日時、協議内容を教育委員会に通知するものとする。

議事進行についての規定ですけれども、第3条で「会議の議事進行は町長が行う。」ということに

しております。

議事録の作成につきましては、第4条の（1）から（5）で記載事項を示しております。（1）開会及び閉会に関する事項、（2）出席・欠席の委員の氏名、（3）外部から招集した方がいればその方の氏名、（4）発言内容、（5）その他、となっております。第2項で「町長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。」としておりますので、事務局で議事録を作成し公表することといたします。

事務局は教育総務課、それから、要綱に書かれていない内容については、随時、総合教育会議に諮った上で改正していくこととします。

本日、この要綱（案）を承認いただければ、本日8月7日から施行とさせていただきます。

以上です。

事務局（中里） 運営要綱（案）につきまして説明が終わりました。

ご質疑はございますか。

島埜内委員 傍聴についてはどうでしょうか。

事務局（杉田） 傍聴についてはできるようになっています。

事務局（中里） 非公表に該当するような個人名が出るとかプライバシーに関する部分、予算の金額的な部分が出るとか、そういった場合には秘密会で傍聴ができないということになりますが、それ以外の部分については、傍聴は可能ということになります。

小澤町長 それは、うたわなくていいのか。やはり、要綱にはうたった方がいい。

事務局（中里） 傍聴に関する規定について追加したいと思います。

事務局（杉田） 3条と4条の間に傍聴に関する規定を挿入したいと思います。

事務局（中里） そのほかに何かありませんか。

黒木委員 第2条の（招集）の2行目、「あらかじめ会議の場所及び日時並びに」となっておりますが、一般的には「いつ、どこで、何を」ですので、「日時、場所、協議事項」という順序になるのではないのでしょうか。こういった要綱の場合には、通常「場所」が一番先になるのでしょうか。

事務局（杉田） そういうことではないので、入れ替えてよろしいですか。

事務局（中里） 「場所」と「日時」を入れ替えさせていただきます。

黒木委員 もう一つよろしい附則で「訓令」とありますが、上から下に指示・命令するのが「訓令」ですよ。要綱の場合にも「この訓令は、」となるのでしょうか。

事務局（杉田） 条例・規則・要綱を制定・改正する時に、通常、町の公示令達の決まりに沿って行います。条例の時は「この条例は」、規則の時は「この規則は」、要綱の時は「この訓令は」と記載し、公告しておりますので、本要綱で「この訓令は、」としております。

黒木委員 今おっしゃったように、「この条例は」「この規則は」と同様に、「この要綱は…」というのが普通かなと思ったわけです。

事務局（杉田） この要綱は、高鍋町総合教育会議の内規的なものであり、告示する必要はないので、「この要綱は…」ということでこの場で了承いただければと思います。

小澤町長 高鍋町総合教育会議運営要綱であり、この中で決めていくべきことだからいいと思う。

事務局（中里） そのほか、何かございませんか。

質疑がないようでしたら、先ほどからいただきましたご指摘等の調査・修正を行い、庁内決裁により決定したいと思います。ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

事務局（中里） 本件につきましては、ご指摘等による変更を含めた内容のとおりということで承認されました。

それでは、ただいま承認をいただきました高鍋町総合教育会議運営要綱の規定により、ここから会議の議事進行を町長にお願いいたします。

小澤町長 それでは、次に、協議の「(2) 高鍋町教育大綱の策定について」を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局（杉田） 説明資料につきましては、先ほどから使用しております説明資料の1ページから、それからお手元に配付しております大綱（案）をご準備いただきたいと思います。

大綱につきましては、法律の第1条の3で「町長が定めるものとする。」となっております。

開きまして2ページです。基本的事項ということで、大綱を策定する場合、また、策定された後、変更する場合は、総合教育会議を開催し、協議・調整することになっており、その都度公表することになっております。

大綱の内容については、施策の詳細を記載することを求められてはならず、その市町村のビジョン、方向性、目標等、施策の根本となる方針を定めるものとなっております。

町長が大綱の策定権限を持っているわけですが、教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行する権限を町長に与えたものではありません。

先ほども会議の説明の中で出てきておりますが、大綱の記載事項については、総合教育会議で調整して、お互いの理解・合意のもと策定されるものでありますので、双方が大綱に基づいて事務を執行する義務があります。②に記載してありますが、大綱に定めた事項が達成できなかった場合、義務尊重違反には該当しないことになっております。③ですが、町長が策定する大綱でありますので、場合によっては、町長がどうしてもということで大綱に記載することは可能となっておりますが、総合教育会議で調整がついていないということであれば、合意が得られていない内容に関しては、教育委員会の判断で事務を執行することになります。

こういうことになっておりますので、事務局といたしましては、お互いの合意の上で物事を進めていくということを最前提として、事務を進めていきたいと考えております。

それでは、大綱（案）ですけれども、裏表紙に「町民憲章」「新明倫の教え」を記載しております。

1ページの「1. 策定の趣旨」ですが、法律により本大綱の策定が義務付けられておりますので、それに合わせて、今回総合教育会議を開催し、大綱を策定する旨のことが記載してあります。

「2. 計画期間」ですけれども、一般的には4～5年の期間設定が多いようではありますが、本町においては3年間に設定しました。これは、高鍋町の第五次総合計画も平成28年度末で計画期間が終了し、見直しに入るということもあり、いろいろと変化の激しい時代でもありますので、3年に設定しております。今後、総合計画の見直しや、新たな教育施策に取り組むこととなったなどにより、必要に応じて随時見直しを行っていききたいと考えております。

2ページの「3. 高鍋町教育基本方針」です。「(1) 目標とする高鍋町の将来像」、これは高鍋町総合計画第五次基本構想・後期基本計画より抜粋したものでございます。現在、高鍋町では、この目標に向かって事業を進めているところでございます。

次の「(2) 教育の基本方針」ですけれども、これ以降につきましては、今年度、教育委員会において「高鍋町の教育」を策定し、承認いただいております。この「高鍋町の教育」の基本方針、目標、重点施策を抜粋し、作成しております。教育の基本方針として、四角囲みで3つ掲げている内容「◆文教の町高鍋の伝統と地域の実態に即した教育の推進」、「◆郷土に対する誇りとグローバルな視野を

持った、心身ともに健全な人材の育成」、「◆学校教育、家庭教育及び社会教育の充実と連携による生涯学習の推進」ということにしております。2つ目の「郷土に対する誇りと…」については、高鍋町の教育を定めた時点においては「郷土に対する誇りと柔軟な国際感覚にあふれた」と記載しておりますが、「柔軟な国際感覚にあふれた」という表現がわかりにくいということで「グローバルな視野を持った」という表現に変更しております。『「高鍋町町民憲章」と「新明倫の教え」の実践化を図るとともに、妊娠・出産から就学期までの子育て施策と一体化した教育環境の整備、新しい教育の動向と町民の要請に対応する教育体制の構築により、「文教の町高鍋」としての高鍋ブランド確立を目指します。』とまとめております。

次に「(3) 教育の基本目標」ですけれども、これは「高鍋町の教育」の努力目標をそのまま引用しております。

続きまして、4ページ・5ページの「(4) 教育の重点施策」です。こちらにつきましても、「高鍋町の教育」の重点施策、これが4ページの「郷土を愛し、自信と誇りを持つ子どもを育む学校教育」に「高鍋町の教育」では13項目の推進事業を、それから5ページの「学校、家庭及び地域住民等が互いに支えあう社会教育」に「高鍋町の教育」では11項目の推進事業を掲げています。それぞれをコンパクトにまとめて整理し、記載しております。

まず、学校教育の方が「施策1 教育環境の充実」「施策2 教育内容の充実」「施策3 心豊かな児童・生徒の育成」、それから、社会教育の方が「施策1 生涯学習の推進」「施策2 歴史と伝統、芸術・文化の振興」「施策3 みんなで子育てをする環境づくり」としております。この「施策1・2・3」の名称については、高鍋町総合計画の学校教育、社会教育関連で個別目標を掲げていますが、その個別目標と名称を合わせた形で記載しております。

以上です。委員のみなさまのご意見をいただき、この場で変更できるものは変更し、大幅な変更が必要な場合は改めて会議を開くということもあるかもしれません。活発な意見交換をいただけたらと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

小澤町長 　ただいま説明が終わりました。質疑、意見等はございませんか。

今、事務局が言ったように、いろいろな話し合いをしながら、より良いものにしていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

黒木委員 　私からよろしいでしょうか。

小澤町長 　どうぞ。

黒木委員 　通知文に「ご熟読の上…」と書いてありましたので、私も念を入れて読ませていただきました。ちょっと文言について意見を述べさせていただきます。2ページの(2)教育の基本方針の3行目「形成者である住民を育成することを使命としています。」とあります。この「住民を育成することを使命としています。」が述語の部分になりますね。主語は「教育は」となっているわけです。「(主)教育は…(述)住民を育成することを使命としています。」ではないですよ。 「住民」ではなく「国民」ですよ。確かに、「高鍋町の住民を」という意味で書いてあるのだらうとは思いますが、「日本国憲法や教育基本法を」という文言が出てくれば、「国民は」ではないかと思いました。

もう一つは、5ページの施策2の書き表し方ですけど、「歴史と伝統、芸術・文化の振興」で、「芸術・文化の振興」はわかりますが、「歴史と伝統」はどこにかかってくるのか。歴史と伝統の振興ではおかしいですよ。歴史と伝統の継承なのか。「歴史と伝統のなんとか、芸術・文化の振興」としなないとおかしいと感じました。

島埜内教育長 　「歴史と伝統に基づいた芸術・文化の振興」としたらどうですかね。

事務局（杉田） 総合計画の基本施策では「歴史と伝統・文化の保護と活用」となっており、「保護と活用」という述語があります。その言葉が抜けているのでおかしくなっています。それをそのまま使うと、少し長くなりますが「歴史と伝統・文化の保護と活用、芸術文化の振興」となります。

島埜内教育長 総合計画に合わせた方がいいのではないのでしょうか。

小澤町長 総合計画の基本施策を基本にしているのであれば、総合計画に書いてあるとおりにした方がいい。

事務局（中里） 今のところを、総合計画のとおりに変更したいと思います。

事務局（杉田） 「歴史と伝統・文化の保護と活用、芸術文化の振興」に変更をお願いします。

小澤町長 今の変更でよろしいですか。

施策2で、「町指定文化財秋月墓地及び周辺維持管理事業の推進」となっていますが、現状として秋月墓地の管理ができていない。先日はTVCサンカがボランティアでやりましたが、教育委員会、社会教育課がきちんとやっていくべきである。町の予算に余裕があればいいのですが、職員が自分たちで、やれる範囲やっている状況。このように「秋月墓地」と書いたら、町民からいろいろ指摘がある。やはり、行政が動かないとみんなが動いてくれない。民間を動かそうと思えば行政がある程度動かないとできない。そのあたりを考えて動いてください。

黒木委員 これは、町長が策定するわけですから、今回の計画は3箇年であり、この3箇年は秋月墓地を中心にやるということではないのか。そういうことであれば「秋月墓地」と明記すべきであるが、そうでなければ「秋月墓地」をカットしたらどうですか。

事務局（杉田） この大綱に書いてあることを3年間で実施するというものではなくて、高鍋町の方針なので、大綱を基本に教育行政を進めていきますという意味合いのものになります。

島埜内教育長 町指定文化財でわかるので「秋月墓地」を外して、「町指定文化財等の保護と活用及び周辺維持管理事業の推進」でいいのではないのでしょうか。

小澤町長 今の変更でよろしいですか。

島埜内教育長 別件でよろしいのでしょうか。

小澤町長 どうぞ。

島埜内教育長 案を作るときに、これをぜひ入れてほしいと思っていたところですが、4ページの四角囲みの上の「いい子ども」という言葉を確認しておきたいんですけど、一番下にも書いてありますが、「いい子ども」というのは、ただ単に問題行動がないとか、勉強ができるとか、そういう意味ではなくて、町民の会話の中とか、町外から来られた方々の会話の中で「高鍋町の子どもたちはいいがね。」と言われるような子どもを「いい子ども」ということで、ぜひ残しておいてもらいたいと思っています。

小澤町長 そうですね。

ほかに質疑はございませんか。

小泉委員 「米沢市・高鍋町交流事業及び朝倉市との交流活動の推進」とありますが、「交流事業」と「交流活動」の違いは何ですか。

事務局（中里） 米沢市・高鍋町交流事業というのはご存じのとおり小学生の交流、朝倉市との交流活動というのがスポーツ少年団や中学校の交流、その2つがあるんですけど…。

事務局（杉田） 姉妹都市は米沢市、朝倉市、串間市の3つですが、串間市との交流事業を実施していない現状がありますので、これも、米沢市とか朝倉市とか入れずに、「姉妹都市交流事業の推進」としてよろしいのでしょうか。

小澤町長　ほかに質疑はございませんか。

ほかに質疑がありませんので、これをもって質疑を終わります。

それでは、「高鍋町教育大綱」については、ただいまのご意見をもとに修正を加え、策定することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。「高鍋町教育大綱」については、ご意見に基づき修正を加え、策定することとします。

次に、「(3) その他」を議題とします。

教育委員の皆様から何かございませんか。

島埜内教育長　一つよろしいでしょうか。

小澤町長　どうぞ。

島埜内教育長　特別支援関係のことについて報告させていただきます。

高鍋町の特別支援は充実していきまして、町長のいろいろな面での支援で、生活支援員の配置にしても、特別支援の学級にしても充実しています。

今年、町単独の非常勤講師を配置していますが、東中は特別支援学級に生徒が5名いるんですけども、1学級8人までなんですけど、1人がどうしてもあとの4人と一緒に生活できない状況で、今、1人と4人に分けて授業をして、その1人の方を単独非常勤講師がみてくれています。他の先生方がその子とうまくコミュニケーションが取れない場合も、非常勤講師がつきっきりでみてくれて助かっています。

当初の予定では、35人学級を継続するために雇った単独非常勤講師ですが、通常学級の授業とともに特別支援学級もみていただいている状況があります。

特別支援学級については、人数が8人以上にならないとクラスが分けられないということであり、また、高鍋町の特別支援教育は進んでいるという情報が県内各地にもありますので、今後、またいろいろと考えていかなければいけないと思っていますところなんです。

特別支援教育については、どこの市町村も手厚くなってきてはいますが、特に高鍋町の場合は手厚くて、他の市町村から転校してくるという状況もあるところなんです。

小澤町長　ですね。教育長とその話をしたんですよ。高鍋町の特別支援教育については、臨時の先生を入れたりして手厚くやっています。

しかしながら、高鍋町は宣伝が下手なんです。特に行政は言わない。だから、何にもしていないということになるんです。今までやってきたことを誇っていただいていた方がいいと思います。教育はそこだと思えます。「子どもがにぎわうまちづくり」と言うばかりではなく、しっかりと施策を遂行していく。また、やってきたことを「今、高鍋はこうしてますよ。」ということをしっかり言っていかなければいけないと思います。

小澤町長　ほかに何かございませんか。

ないようですので、以上で第1回高鍋町総合教育会議を閉会します。

どうもありがとうございました。

(開会：午前11時30分)